

**問  
31 36協定に自動更新の定めをすることができますか？**

36協定に自動更新の定めをすることはできます（昭29. 6. 29基発第355号）。しかし、協定を結んだ後の事情変更や労働時間の短縮のための方策について労使でよく話し合うという趣旨を考えれば、36協定の自動更新は望ましいことではありません。

なお、36協定を実際に更新するときは、更新する旨の協定を所轄労働基準監督署長に届け出ることによって、36協定の届出に代えることができます（労基法施行規則第17条第2項）。36協定のなかに自動更新規定を設けた場合は、この協定の更新について労使のいずれからも異議の申し出がなかった事実を証する書面を届け出ることによって、この届出に代えることができます（昭29. 6. 29基発第355号）。